

「廃棄物の最終処分場事業に係る  
計画段階配慮書等に相当する書類を指定する告示案」の概要について

## 1．背景

平成 23 年 4 月 27 日に公布された環境影響評価法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 27 号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、平成 25 年 4 月 1 日から、環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。)において、事業の枠組みが決定する前の計画の立案の段階において環境配慮を行う「配慮書手続」が義務付けられることとなっている。

改正法附則第 6 条第 1 項において、条例や行政指導等に基づき、配慮書に相当する書類を作成している事業については、当該手続の途中で上記の施行日を迎えた場合でも、法に基づいて配慮書手続を初めからやり直す必要がないよう、一定の要件を満たす書類を、法の手続によって作成される計画段階配慮書等に相当する書類としてみなすこととしている。

## 2．告示案の内容

改正法附則第 6 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項第 1 号に掲げる書類(一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の設置又は変更の事業に係るものに限る。)であってその作成の根拠が国の行政指導等であるものを、次のように指定する。

- ・戦略的環境アセスメント導入ガイドライン「4．SEA に関する手続等」(2) SEA の手続」「ウ 評価文書の作成プロセス」の「(ア) 評価文書案の作成」に基づき作成・公表された書類
- ・最終処分場における戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(案)「4．SEA に関する手続」の「ウ. 評価文書案の公表及び公衆等の意見の把握」に基づき作成・公表された書類